

令和5年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第72号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第5号）……………	1
第73号議案	令和5年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	5
第74号議案	令和5年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	7
第75号議案	春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について……………	9
第76号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	11
第77号議案	春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について……………	13
第78号議案	デスク等の取得について……………	17
第79号議案	展示ケースの取得について……………	18
第80号議案	令和4年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	19
報告第29号	令和4年度春日井市一般会計継続費の精算について……………	21
報告第30号	前並保育園建替工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	28
報告第31号	訴えの提起の専決処分について……………	30

第 72 号議案

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 402,537 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,707,958 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		3,510,000	△ 179,211	3,330,789
	1 地方交付税	3,510,000	△ 179,211	3,330,789
16 国庫支出金		18,439,761	60,071	18,499,832
	2 国庫補助金	3,526,919	60,071	3,586,990
20 繰入金		5,640,497	602,877	6,243,374
	1 繰入金	5,640,497	602,877	6,243,374
21 繰越金		1	68,543	68,544
	1 繰越金	1	68,543	68,544
22 諸収入		3,539,082	4,257	3,543,339
	5 雑入	2,577,448	4,257	2,581,705
23 市債		11,370,400	△ 154,000	11,216,400
	1 市債	11,370,400	△ 154,000	11,216,400
歳入合計		118,305,421	402,537	118,707,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,464,148	40,000	10,504,148
	1 総務管理費	8,487,098	40,000	8,527,098
3 民生費		54,155,072	5,676	54,160,748
	1 社会福祉費	28,507,247	5,676	28,512,923
4 衛生費		13,372,761	2,000	13,374,761
	3 清掃費	6,383,884	2,000	6,385,884
6 農林水産業費		333,070	8,861	341,931
	2 林業費	38,480	8,861	47,341
10 教育費		11,537,428	346,000	11,883,428
	2 小学校費	2,831,308	278,500	3,109,808
	3 中学校費	1,302,276	67,500	1,369,776
歳出合計		118,305,421	402,537	118,707,958

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後				
		限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
教育債	義務教育 施設整備	1,073,200	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府そ 他の金 融機関の 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、財政 の都合に より据置 期限及び 償還期限 を短縮若 しくは繰 上償還又 は低利に 借り換え ることが できる。	1,287,500	補前同	正にじ	補前同	正にじ
臨時 財策債	臨時財 策	1,200,000				831,700				

第 73 号議案

令和 5 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126,834 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,016,306 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	126,834	126,834
	1 繰越金	0	126,834	126,834
歳入合計		5,889,472	126,834	6,016,306

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		5,679,167	126,834	5,806,001
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	5,679,167	126,834	5,806,001
歳出合計		5,889,472	126,834	6,016,306

第74号議案

令和5年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,636,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,954,534	5,676	4,960,210
	1 一般会計 繰入金	3,845,299	5,676	3,850,975
9 繰越金		0	614,752	614,752
	1 繰越金	0	614,752	614,752
歳入合計		27,015,737	620,428	27,636,165

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		315	297,222	297,537
	1 基金積立金	315	297,222	297,537
5 諸支出金		133,534	323,206	456,740
	1 償還金	14,500	323,206	337,706
歳出合計		27,015,737	620,428	27,636,165

第 75 号議案

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例

春日井市社会福祉施設条例（昭和55年春日井市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第2号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第6条第2項第1号中「第21条の5の2第5号」を「第21条の5の2第4号」に改める。

別表第2児童発達支援、保育所等訪問支援の項及び障害児相談支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2及び第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 76 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 77 号議案

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年春日井市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第6項」を「第7項」に改める。

第9条中「道路境界線（隅切部分は除く。）（明知東地区整備計画区域については、道路境界線（隅切部分は除く。）、調整池境界線又は隣地境界線）」を「次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める境界線」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 明知東地区整備計画区域 道路境界線（隅切部分を除く。）、調整池境界線
又は隣地境界線
- (2) 高森台テラス地区整備計画区域 道路境界線又は隣地境界線
- (3) 前2号に掲げる区域以外の区域 道路境界線（隅切部分を除く。）

第15条第1項第1号中「又は第7条第1項」及び「(次号に規定する場合を除く。)」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第6条、第8条」を「第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項」に改め、「違反した場合」の次に「(次号に規定する場合を除く。)」を加え、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、
管理者又は占有者

第15条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条第3項ただし書を削る。

別表第1に次のように加える。

高森台テラス	都市計画法第20条第1項の規定により告示された尾張都市
--------	-----------------------------

地区整備計画 区域	計画高森台テラス地区計画の区域内において地区整備計画が 定められている区域
--------------	--

別表第2中「第10条」を「第11条」に改め、同表に次のように加える。

高森台テラス地区整備 計画区域	全域	ア	次に掲げる建築物以外のもの 1 専用住宅（一戸建ての住宅並びに住戸の数が2の共同住宅及び長屋に限る。） 2 一戸建ての住宅並びに住戸の数が2の共同住宅及び長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 3 地域集会所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する用途に供するもので建築基準法施行令第130条の4各号に掲げるもの 5 前各項の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く。）
		イ	10分の15
		ウ	
		エ	
		オ	160平方メートル
		カ	
		キ	1メートル以上。ただし、後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合 2 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が6平方メートル以内である場合
		ク	10メートル
		ケ	道路境界線から1メートル以内に設置する

		<p>垣又は柵は、生垣又は高さが1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から0.5メートル以上後退した透視性のフェンス等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、道路境界線から0.5メートル以上後退したもので、かつ、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの 2 門柱又は門扉で、高さが2メートル以下かつ水平投影の前面道路に面する長さが1.8メートル以下のもの 3 区域の入り口に設置する地区の名称を記すためのもの
--	--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 第15条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、新たに高森台テラス地区整備計画区域において建築物の制限に係る基準を定める等のため必要があるからである。

第 78 号議案

デスク等の取得について

次のとおりデスク等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 物 品 内 容 | デスク等（消防署初度調弁） |
| 2 取 得 価 格 | 38,523,100円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市如意申町7丁目4番地7
株式会社共栄 |

第79号議案

展示ケースの取得について

次のとおり展示ケースを取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 展示ケース (12台)
- 2 取 得 価 格 17,556,000円
- 3 契約の相手方 春日井市如意申町7丁目4番地7
株式会社共栄

第 80 号議案

令和 4 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金 932,031,798 円のうち 515,537,515 円を資本金に組み入れ、416,494,283 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

報告第 29 号

令和 4 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左	
				特定財源		一般財源		特	
				国・県支出金	地方債			その他	国・県支出金
土	道路橋りょう費	3	35,000,000	7,000,000	25,200,000		2,800,000	27,000,000	
		4	80,000,000	10,500,000	62,500,000		7,000,000	63,549,800	8,190,000
		計	115,000,000	17,500,000	87,700,000		9,800,000	90,549,800	8,190,000
木	川	元	200,000,000	56,000,000	129,600,000		14,400,000	81,298,000	28,800,000
		2	440,000,000	123,200,000	285,100,000		31,700,000	352,098,000	262,400,000
		3	336,000,000		234,000,000		102,000,000	290,654,000	208,800,000
		4	407,000,000		366,300,000		40,700,000	565,142,300	
		計	1,383,000,000	179,200,000	1,015,000,000		188,800,000	1,289,192,300	500,000,000
費	費								

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
18,300,000		8,700,000	8,000,000	7,000,000	6,900,000		△5,900,000
40,100,000		15,259,800	16,450,200	2,310,000	22,400,000		△8,259,800
58,400,000		23,959,800	24,450,200	9,310,000	29,300,000		△14,159,800
37,800,000		14,698,000	118,702,000	27,200,000	91,800,000		△298,000
		89,698,000	87,902,000	△139,200,000	285,100,000		△57,998,000
14,200,000		67,654,000	45,346,000	△208,800,000	219,800,000		34,346,000
361,600,000		203,542,300	△158,142,300		4,700,000		△162,842,300
413,600,000		375,592,300	93,807,700	△320,800,000	601,400,000		△186,792,300

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳				支出済額	左
				特定財源			一般財源		特
				国・県支出金	地方債	その他			国・県支出金
土河川 木費	熊野桜佐地区 雨水2号 調整池整備	2	200,000,000	56,000,000	129,600,000		14,400,000	81,298,000	80,000,000
		3	545,000,000		490,500,000		54,500,000	323,800,000	100,000,000
		4	110,000,000		99,000,000		11,000,000	342,177,100	
		計	855,000,000	56,000,000	719,100,000		79,900,000	747,275,100	180,000,000
住宅 費費	市営下原住宅 第2期整備	3	612,500,000	300,000,000	312,500,000			428,900,000	205,150,000
		4	2,218,300,000	750,000,000	1,468,300,000			2,010,708,600	814,850,000
		計	2,830,800,000	1,050,000,000	1,780,800,000			2,439,608,600	1,020,000,000
教育 費費	朝宮公園 第2期整備	3	775,000,000	20,000,000	679,500,000	75,500,000		445,031,760	20,000,000
		4	1,094,000,000	117,300,000	878,500,000	98,200,000		1,195,543,283	140,000,000
		計	1,869,000,000	137,300,000	1,558,000,000	173,700,000		1,640,575,043	160,000,000

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の財源内訳			年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
定財源		一般財源		特定財源			一般財源
地方債	その他			国・県支出金	地方債	その他	
		1,298,000	118,702,000	△24,000,000	129,600,000		13,102,000
201,400,000		22,400,000	221,200,000	△100,000,000	289,100,000		32,100,000
160,900,000		181,277,100	△232,177,100		△61,900,000		△170,277,100
362,300,000		204,975,100	107,724,900	△124,000,000	356,800,000		△125,075,100
210,600,000		13,150,000	183,600,000	94,850,000	101,900,000		△13,150,000
1,118,600,000		77,258,600	207,591,400	△64,850,000	349,700,000		△77,258,600
1,329,200,000		90,408,600	391,191,400	30,000,000	451,600,000		△90,408,600
381,200,000	43,831,760		329,968,240		298,300,000	31,668,240	
770,300,000	205,236,043	80,007,240	△101,543,283	△22,700,000	108,200,000	△107,036,043	△80,007,240
1,151,500,000	249,067,803	80,007,240	228,424,957	△22,700,000	406,500,000	△75,367,803	△80,007,240

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左	
				特定財源		一般財源		特	
				国・県支出金	地方債			その他	国・県支出金
教育 給食 費	東部調理場 新調理棟整備	2	140,000,000	15,162,000	124,800,000		38,000		
		3	2,272,900,000	361,349,000	1,906,800,000		4,751,000	112,396,000	18,329,000
		4	317,700,000		238,200,000		79,500,000	2,497,277,825	415,005,000
		計	2,730,600,000	376,511,000	2,269,800,000		84,289,000	2,609,673,825	433,334,000

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の財源内訳			年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
定財源		一般財源		特定財源			一般財源
地方債	その他			国・県支出金	地方債	その他	
			140,000,000	15,162,000	124,800,000		38,000
89,300,000		4,767,000	2,160,504,000	343,020,000	1,817,500,000		△16,000
1,885,300,000		196,972,825	△2,179,577,825	△415,005,000	△1,647,100,000		△117,472,825
1,974,600,000		201,739,825	120,926,175	△56,823,000	295,200,000		△117,450,825

報告第 30 号

前並保育園建替工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、前並保育園建替工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、前並保育園建替工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年7月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 前並保育園建替工事（建築）
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	647,900,000円	653,237,200円

報告第 31 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月8日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
			所在地	名称		
春日井 簡易裁 判所	不当利 得返還 請求事 件	相手方に対し、■ ■■■■の屋上等 に設置された相手 方所有の太陽光パ ネル等に係る平成 31年4月1日から 令和5年6月30日 までの行政財産目 的外使用料相当額 の不当利得返還金 の支払を求める。	■■■■■■■■	■■■■■■■	円 486,879	令和年月日 5.7.18